

## 紀州徳川家伝来楽器付属文書翻刻・補遺

Research Materials

## 小代 渉

国立歴史民俗博物館が所蔵する紀州徳川家伝来楽器コレクションは、紀州徳川家に伝来していた楽器の全体ではなく、一部が現在国立劇場に所蔵されているほか、二〜三割程度が散逸したと考えられる。国立劇場所蔵分の楽器は、以下に示した通りである。これらの楽器に付属する文書には、歴博所蔵分の楽器と深く関わる内容も含まれており、ここに翻刻して公刊する。また、個人蔵となっていたものを近年歴博で購入した笙二点の付属文書翻刻についても、あわせて掲載する。

〔国立劇場所蔵分〕

笙「鹿丸」 1・2

龍笛「青龍」 3・4・5・6・7・8

紀州徳川家楽器目録 9

箏築「蘭」 10・11・12

龍笛「寛治丸」 13・14

洞簫「遅鳳」 15・16・17・18・19・20・21・22・23

洞簫「鳳凰」

笙「白菊」 24・25・26・27

琵琶「青山」 28・29・30・31・32・33・34・35・36・37

調子笛「鳳鳴」 38

〔国立歴史民俗博物館所蔵分〕

笙「鳳凰丸」(H-46-160) 39・40

笙「鶯丸」(H-46-161) 41・42・43・44・45・46

※ 末尾に付した番号は、本稿における文書番号である。

※ 資料の翻刻にあたっては、おおむね次の原則に基づき収載した。

一、収載資料は、改行などを原則、原史料通りとした。

二、漢字は原則として常用漢字を用いた。

三、助詞の者、而、茂、江、与と、合字の夕(より)はそのまま使用し、変体仮名は平仮名とした。

四、人名の「吉郎右衛門」などは、原史料が「吉郎右エ門」「吉郎

兵へ」でも「吉郎右衛門」「吉郎兵衛」とした。

五、同字略の場合、漢字は「々」を使用し、かなは「ヽ」(平仮名)、

「、」(片仮名)を使用した。

六、その他

六、その他

- 1 原史料中の虫くい・破損・判読不明文字は□で示した。
- 2 原史料中で誤字を使用している場合は、誤字の通り翻刻し、傍注に正字を括弧書きした。なお、(ママ)は、原史料のまま表記したことを示す。
- 3 原史料中、敬字としての闕字は旧のまま一字をあけた。
- 4 原史料の端裏書・朱筆・抹消・貼紙・下札などは、その範圍を「」で示し、傍注に(端裏書)、(朱筆)などとした。
- 5 名前の下などに捺印がある場合は、(印)・(印)などとした。
- 七、原史料の翻刻にあたっては、適宜、読点(、)や中黒(・)を配した。

〔国立劇場所蔵分〕

1

(包紙)  
〔中主税允添状〕

書附一通添

私家<sub>ニ</sub>持伝候鹿丸与申

笙奉入尊覧候処、

御所望被遊候<sub>ニ</sub>付奉差上候、

右笙<sub>ヲ</sub>私家<sub>ニ</sub>数代持伝、

寛文中

御宮付<sub>ニ</sub>被 仰付候節、五代

以前晴起持下り、私迄持伝候

管<sub>ニ</sub>御座候、以上、

寛政元酉年十二月四日

従五位上中主税允大神晴岑

(花押)

2

(包紙)  
〔鹿丸御笙記〕

鹿丸御笙

右作者難相分、年数五百年位<sub>ト</sub>

相見<sub>ト</sub>申候、依之相記ス、

文化十四年丑九月

神田大和掾

定幸(花押)

(印)

3

(包紙)  
〔龍笛 青龍 添状〕

横笛銘青龍

右横笛伝云、古<sub>ノ</sub>源

廷尉所愛青龍・白龍

二管之一也、元暦年

已来播州刀田山普賢院

藏之□為名器享和

癸亥歲道紀有故得、

此二管乃以青龍進

之、我

公所謂白龍<sub>ヲ</sub>寄附

於采□田邊□合社云

享和癸亥二月

安藤順輔

道紀(花押)

4

〔包紙〕  
青龍御笛

元御袋」

5

〔包紙〕  
青龍笛副記」

〔表書〕  
青龍御笛御入目録」

青龍御笛 御筒梨子地無地

一、御略袋 餌地紹金御紋柄桐唐草

一、御箱 黒塗 黒御紋附

一、御外箱 桐春慶塗

御入組左之通

一、青龍横笛極 蘭相模守広景 志通

一、播州刀田山普賢院讓狀 志通

一、青龍笛副記

一、御笛年曆書附神田喜一郎代吉郎右衛門 志通

一、元青龍御笛御袋 柏縮緬 志

右之通

6

〔包紙〕  
白龍 譲り状

青龍 譲り状

覚

一、横笛 銘白龍 一管

一、同 銘青龍 一管

右<sup>著</sup>源朝臣義経

御寄附之品也、此度

依御所望讓申候、為

後日仍一札如件、

刀田山

普賢院<sup>印</sup>

寛政十三年

西正月

7

青龍

御横笛

右年曆凡七百年と

相見へ申候、

天保四年

巳十月

神田喜一郎

手代

吉郎右衛門

8

〔包紙〕  
青龍横笛極

但、青龍蟬虫喰有」

横笛 銘青龍

此横笛<sup>著</sup>元暦元年

源朝臣義経、播州刀田山

普賢院

聖徳太子堂<sup>五</sup>寄附内

之品、右聊相違無之候、  
仍<sup>而</sup>如件、

寛政十二年申十二月

蘭相模守太秦宿称広景（花押）

9

〔縦冊・表紙〕  
〔紀州徳川家楽器

目録 〕

一、笙 鹿丸 集古十種記載

鎌倉初期ノ作、簧毛揃ヒ保存完全

ニシテ申分ナシ、国宝第二級品トス、

一、箏 蘭

平安朝カ鎌倉初期ノ作、多家

伝来品、保存完全ニシテ実ニ美シイ、

国宝第二級品トス、

一、龍笛 寛治丸 集古十種記載

白河法皇熊野 行幸ニ御新用ノ

モノ、平安朝中期ノ作ラシク気品頗ル

高ク、国宝第一級品トス、

一、洞簫 鳳凰

無銘ナレドモ気品頗ル高ク、恐ラク大森

宗勲ノ作カ、家康公ノ御愛器、

国宝第二級品トス、

一、龍笛 青龍

源義経ノ用ヒタルモノ、管太ク軽ク非

常ニ良イ品ニテ、楽器トシテモ最良品、  
筒ハ新ラシイガ、笛ハ国宝第二級品トス、

一、笙 白菊 集古十種記載

盛尊作 嘉元三年ノ銘アリ、鎌倉初

期ノ作、古色アリ、諸新ニ修繕ガ加ヘラレ

テイル、国宝第二級品トス、

一、洞簫 遅鳳

一節切 大森宗勲作、気品頗ル高ク、

国宝第一級品トス、

10

〔包紙〕  
〔蘭箱御匣ニ添候書附〕

大倉好斎

一、御箱蘭箱之二字相見仕候義、

時代二百年<sup>著</sup>相見得共、御筆者

早々相知れ不申候、以上、

〔付紙〕

〔多飛驒守道目録添

右御伝授筋御目録入候御箱へ入  
有之 〕

11

〔包紙〕  
〔蘭御筆筭

御目録〕

筆筭伝来

銘

蘭

右<sup>著</sup>先祖左兵衛少尉多忠治、  
天正十一年林鐘日、従本家  
父多上野介忠雄受讓<sup>而</sup>  
代々伝来所也、

文政五年午十一月 飛驒守多朝臣  
(花押)

12

筆筭伝来  
アヲ、キ  
蘭

右<sup>著</sup>先祖多左兵衛少尉忠治、  
天正十一年六月、本家父多忠雄  
ヨリ伝来、依<sup>而</sup>今飛驒守忠同  
迄世々伝之、  
但シ右忠治<sup>著</sup>  
本家忠雄之三男也、  
十一月 飛驒守多忠同

13

(包紙)  
〔龍笛 寛治丸 添状〕  
献上

横笛 一管  
右<sup>著</sup>自往古私家数代  
伝来仕候、昔  
白河院熊野行幸之

節、於本宮被奏管絃、

其時之古管之由申  
伝候、以上、

寛政十二年冬十一月

熊野本宮社人

尾崎内膳

良房(花押)

14

(包紙)  
〔献上

横笛書附〕

(表書)

〔寛治丸御笛御入目録〕

寛治丸御笛

一、御筒 朴木地桜皮<sup>三</sup>卷之

一、御袋 花色地大和錦御紋柄雲立滴

一、御箱 黒塗金御紋

一、御外箱 桐春慶塗

御入組左之通

一、寛治丸書附 壺通

右之通

外<sup>二</sup>

一、御袋 藤色御紋柄桜

〔包紙〕  
二節切尺八

大森宗勲墓碑写」

策翁宗勲、姓ハ平、氏ハ大森、岫菴、其ノ号、累祖隸於城州北山県、嬰□応仁之變ニ為遊客、宗勲元龜元年三月十五日産于京師、寛永二年四月十日享年五十有六、卒于越国村上原旅寓、嗟乎悲哉、宗勲生日、□村上城主堀丹後守、為呂律友、情交膠漆、就賓位ニ勞饗酷、至死ニ之先、遺書ヲ洛下ノ諸生ニ、曰予、律屢移、我、其死於辺鄙ノ郷曲、子弟諸子其思、之、時、勲罔疾、諸生以テ為戲、不日、訃音抵焉、諸生悲哀慟哭、如シ表、考妣ニ聞者歎ク異言弗食、其ノ手沢婦寿恩ノ宅ニ、宗勲自少嗜音律ヲ業、尺八ヲ師事、妙頭寺ノ僧実教実相暨宗佐、性復耽於禪、謁大徳寺ノ僧天叔和尚、獲西江ノ水話、有省焉、自是浪蕩表世事、而泉石膏盲、唯癖于尺八、造次顛沛罔怠、琢磨研究、練達之妙入於神、後陽成帝辱賜詔命、令格尺八ノ律、宗勲切管ヲ匡五音、後世学者之鏡、実教、実相、宗佐之徒、雖列於師位、其ノ術弗及勲也、撰管ヲ横行於天下、天下無敵、從容自得風顛無我之境、嗟乎宗勲者、日本之慧□也、居禪ヲ嗜、一日、諸生、共遊于郊野、酒酣ニテ曲罷、宗勲吹一曲、其声鳴鳴、野鷄驚陽、入于幕中、音律相協、同声相求、雲龍風虎、物必有隣、万年山ノ寿恩、嗜尺八ヲ師事、宗勲ニ多年矣、諸生之中寿恩、独獲其宗、以術ヲ鳴者、多々出、其下ニ矣、風流高邁、年少往来絡繹、門戸繁榮、名一芸者牽以録焉、盛世之余事也、方今聖賢相遇、国家間暇、維時応安五年三月十有六日、有旨入蓬宮、奏尺八ヲ龍顔有感黃絹幼婦賜賞辞、是尚勲之余光、而末学支流之榮、宗勲雖トモ没、余音弗表焉、千載之下、尚依其德、嗟乎□矣哉、銘曰

鄒子生暖 勲也来禽 時世雖異 趨感維謀  
寛文五年乙巳十一月十日洛下 雲堂処士 橋弼 撰  
法橋是齋 寿恩 建

男 紹伯

是齋翁寿恩、声アリ於尺八、大森宗勲高弟也、宗勲既没、四十年矣、翁發、追遠之志、樹宗勲碑石於東嶺、文ハ迺、雲堂雅丈之所題、翁之門人数輩、西村氏如雲、大藤氏正幸、赤沢氏正長、服部氏重保、木村氏貞興、榎田氏洞中節、小幡氏良治等、復為翁設碑石、翁之事業功烈、与於宗勲、碑石文中、蔑事之可贅者焉、齋□翁ノ姓名、尔、翁年八十有六、勇健無事、尚能吹管、嫡子寿真、次男紹伯、其孫元秀、□踵ヲ而精於術ニ矣、翁、姓ハ藤、氏ハ原、寛文五年乙巳仲冬望 是齋寿恩門人諸生某等建  
墓碑、在リ紫雲山ノ東腹文珠塔之良位ニ

大森宗勲之墓  
法橋是齋之墓

是齋寛文九年己酉七月十七日行年九十歳卒碑石存生中ニ門人建、見ユ

〔表書〕

「遲鳳御洞簫御入組目録」

洞簫 御銘、遲鳳、大森、宗勲作

一、御袋 白茶地蜀羽織

外ニ相天鵝絨地金欄御袋添

一、御管ニ金粉ニ御銘、作者之名御蒔絵アリ

一、大森宗勲墓碑之写、志枚、書簡一通添

御入組左之通

一、遅鳳御一節切鑑定書壺通

神田喜一郎代  
吉郎右衛門

一、御露切壺ツ江西寺差上

一、遅鳳金粉字形筆者鑑定書大倉好齋壺枚

一、御中匣御銘筆者鑑定書大倉好齋壺枚

一、御匣黒塗唐戸面金沃掛

一、御中匣桐春慶唐戸面黒塗 尺八一管入大森宗勲作卜記佐々木志津摩筆

右之書ハ元御箱ニ有之候由

一、御外匣桐春慶塗

右之通

17

〔包紙〕  
「蕭一遅鳳」添状」

代口

一節切尺八之儀、御尋合ニ付

致吟味見候処、中絶京都ニ著

当時余り翫ひ候者無之候ニ付、

彼是延引仕候、委敷義著

相分り不申候得共、宗勲墓碑

相知れ候儘写取掛御目ニ候、

吹様之所著洞笙□糸竹大全ニ而

相分り候由ニ而も承り候儘、右糸竹

大全見当り候故差上候、洞笙

□申著只今無之趣ニ候間、尚

跡々参り候ハ、差上可申候、右之

仕合ニ而彼是隙取延日仕候、此

段御断申上候、猶又貰面ニ

可申上候、早々以上、

二月廿七日 将監

則兵衛様

18

洞蕭 銘遅鳳

竹 藤黒漆 銘鈔「大 宗勲」長一尺一寸二分

大森宗勲作 袋白茶地蜀羽織

内匣黒漆 添状七通 集古十種所載

国宝一級に準ず

19

〔包紙〕  
大倉好齋

書附」

大倉好齋

一、遅鳳金鈔字形前文字之所共

大森宗勲ニ而御座候、

右著小ク極認候儀奉畏候、

同御外箱書付佐々木志津摩正筆ニ御座候、

是ハ一卜通り大キサ極之儀奉畏候、

〔下札〕  
「佐々木志津摩之儀ハ、百五六十以前

洛陽名筆集ニ入候能書ニ而世ニ志津摩流

与著も申候、

一、龍吟 先達<sup>面</sup>折紙差上置御座候得共、  
猶又此度小ク極相認上候儀奉畏候、

一、靈音御一重切<sup>ニ</sup>宗勲花押御座候得共、  
靈音之二字筆者之儀<sup>者</sup>今日得<sup>与</sup>写取  
置候故、猶相考、京都分小キ極<sup>ニ</sup>相認可  
差上候、

同御内箱八分之二字<sup>者</sup>石川丈山<sup>ニ</sup>  
御座候、是<sup>者</sup>一卜通り之大キサ極相認可  
差上候、

同御外箱之二字<sup>者</sup>佐々木志津摩筆

御座候故、是も一卜通り之極可差上候、

同五山僧十二人寄合書巻物、何れも

正筆<sup>ニ</sup>御座候故、折紙相認可差上候、

同 洞蕭条目之本一冊奥<sup>ニ</sup>名前

書付御座候得共、何れ之人とも不存候、

一、山風之二字、二條殿綱平公<sup>ニ</sup>御座候、

右ハ小キ極之儀奉畏候、

右御一重切花押者宗勲<sup>ニ</sup>も御座候哉<sup>ニ</sup>奉存候、

一、小田蛙 此<sup>ニ</sup>ツ共筆者  
相知れ不申候

鬢鏡

20

(包紙)  
[遲鳳]

神田喜一郎手代吉郎右衛門  
御一節切鑑定書 志通

遲鳳  
一節切  
御管

右至<sup>面</sup>上品之仕立、見事之  
御管と乍恐奉存候、以上、

天保三年 神田喜一郎

代

辰閏十一月 吉郎右衛門

21

(包紙)

「遲鳳御一重切管佐々木志津摩書付」

佐々木志津摩 尺八一官入大森宗勲作 印

22

(包紙)

「御一重切大森宗勲銘遲鳳極」

a

大森宗勲 遲鳳 大宗勲  
金鈔字形 印

b

一重切 乙亥春 印

23

(包紙)  
[極]

一重切箱書付 乙亥春 印



24

(包紙)  
「白菊御筥記」

白菊御筥

嘉元三年乙巳十月造畢

右作銘無御座候、耽難分候得共、

和州菩提山寺住僧盛尊作歟、

相見申候、依之相記ス、

文化十四年丑九月

神田大和掾

定幸 (花押)

㊦

25

(包紙)  
「白菊御筥御換頭

御銘下書

牧野大和守筆」

白菊

26

(包紙)  
「白菊御筥記」

当家什宝師長之

琵琶修復之節、記

置有之雛形 式枚

27

(朱印)  
白菊筥記

昔者謝孺子吹筥王車騎嘆曰真使人飄飄有伊洛間意也信哉是言可喻声律之闇解矣夫筥者□音也明堂位所謂女媧之笙簧可想見焉部婁無松栢薰蕕不同器必有術解之人而後不易得者至矣東都伶官右兵衛尉大神勝久以其職特善声律家有古筥焉命之曰白菊余未悉其名狀也伝称足利源大將軍尊氏所愛而嘉元三年乙巳十月造之云□久□有言曰吾受父祖之業而無忒伶人之子恒為伶人豈可為異物所遷乎唯是白菊之筥為我家之旧物也儻得不朽之文而貽子孫之嘉謀則足矣適与余相識有年於茲因属余記之余曰六十不親学古之制也余齒盈七旬已謝四方詞翰之責久矣子其勿煩老夫也□久蹶然而与曰有是哉君子之言我家旧物独有此筥不啻蔡中即之柯亭笛也迺今得齒德之文以遺子孫不亦厚乎安用其黄金滿籥為吾實有夙志庶得遵奉世職不敢墜失也君子豈莫之察乎是故不辭而記之余又語勝久

曰足利尊氏者讚岐守貞氏之子生於嘉元三年此其家乘之所載也尊氏生之年或造此筵然後為尊氏所愛者不可謂無□緣也又不可謂無冥合也今距嘉元三年幾四百載矣足利將軍府内之物為大神氏之有亦不可謂無奇遇也勝久曰敬諾因次是語以応其需云

寛延庚午八月中旬

国子祭酒朝散大夫林信充士儔甫七旬筆之

印 印

28

(朱筆)  
「腹板」書付有之」

南無妙音天

(朱筆)  
「腹板」書付有之」

寛永六年卯月廿六日加修理畢

(朱筆)  
「腹板」書付有之」

保元元年

(朱筆)  
「腹板」書付有之」

十二日

師長

貞治三年甲辰

六月日祐円上

(朱筆)  
「槽」彫付有之」

師長

(朱筆)  
「二ジ」書付有之」

(朱筆)  
「腹板」書付有之」

延享二乙丑年十二月命

神田重堅加修理畢

尚實

鋤内改立虹神田重堅修覆

29

(朱筆)  
「腹板」書付有之」

南無妙音天

(朱筆)  
「腹板」書付有之」

寛永六年卯月廿六日加修理畢

(朱筆)  
「腹板」書付有之」

保元元年

(朱筆)  
「腹板」書付有之」

十二日

師長

貞治三年甲辰

六月日祐円上

(朱筆)  
「槽」彫付有之」

(朱筆)  
「ニジニ書付有之」

鋤内改立虹神田重堅修覆

文化十二乙亥二月命

神田定幸加修理畢

尚忠

(朱筆)

「腹板ニ書付有之」

延享二乙丑年十二月命

神田重堅加修理畢

尚實

30

廿日甲辰晴

從尾張大納言殿御使御贈物

有之、又從 將軍家御使

侍臣義久明日出、二條御亭

猿舞有之、仍御見物之事

被仰進云々、

廿一日乙巳晴

早朝 二條御亭へ御成、猿舞

御見物也、

廿五日己酉晴

越後少將光長朝臣御出 御贈

物銀千両、御対顔御盃酌之  
事有之也、

廿六日庚戌晴

尾張大納言義直卿御許へ、依

琵琶事御書被進之、御使

侍從信親御返事在之、二三日

之中從尾州御到來次第二

可被進之由也、

廿七日辛亥天晴

此日、自尾州大納言義直卿御許

琵琶一面被進之、妙音院大相国

師長公琵琶也、入篁有、袋篁蓋

有、銘南無妙音天 一行中央 保元

元年十月十二日師長 一行右端

有之、又貞治三年甲辰六月日祐円上

左端有之、如此銘琵琶甲之中

有之云々、

(朱筆)

「自保元元年至享保二十年凡五百八十年」

潤七月

四日戊午天晴及晚雨降

此日 將軍家 九條殿へ御成、

31

大猷院殿御上洛并師長公

琵琶之事、

寛永十一年七月十一日乙未晴

此日、從闕東 將軍家

御上洛、依之自 九條殿御使

右中将信孝朝臣被遣路次也、

御撰家方御使并武家伝

奏衆其外諸家皆以悉被

向路次、其所越粟田山東北

野辺云々、

十三日丁酉午之後雨降雷鳴

今日諸家參向 二條御亭、

此兩御所前闕白殿 早旦御成、

御贈物御太刀・時服等云々、

十六日庚子晴

此日、兩御所尾張大納言殿・

紀伊大納言殿・伏見御旅館へ

御成、御歸路之次水戸中納

言殿御旅宿へ唐御成、今日

尾州重相卿へ御対顔之節、

熱田社宝殿有之師長公

琵琶之事御所望之処、早

速可被進之由御返答云々、

十八日壬寅陰晴不定

今日將軍家御參 内、仍

此御所御參 内也、

十九日癸卯晴

從 將軍家御使 伊賀守殿

御帷子銀千両等進之、御対面

御返答有之也、

32

次御主人二條御亭御成、

早速還御畢、

御贈物

(朱筆)

「帷付院前闕白幸家公」

大殿 銀千両  
御帷子

(朱筆)

「天真院從二位完子」

北政所 金百両  
唐織物

(朱筆)

「後御浄土寺前撰政道房公」

大將殿 銀式千両  
御帷子

(朱筆)

「廉貞院從三位長子」

御簾中 金百両  
唐織物

姫君 御絹  
召仕女房等へ銀千両

〔朱筆〕  
「天真院殿台徳院殿御猶子」  
大猷院殿御姉 父異也」

〔朱筆〕  
「廉貞院殿 大猷院殿御猶子実御姪也」  
嚴有院殿御兄弟分也」

〔朱筆〕  
「寛永八年 將軍家為御猶子御婚禮云々」

前右馬頭利長朝臣記之

33

〔裏書〕  
「將軍家御上洛之事」

師長公琵琶之事」

未刻計御入、自東四足門

堀河宰相殿・樋口中將殿・油小路

中將殿・唐橋民部少輔殿・樋口

侍從殿・油小路侍從殿等御門

前へ御出向、於御車寄前

五六間 將軍家御下輿、御主

人自車寄戸御降立、部之辺

御出居書 先是前驅武家諸

大夫入、自四足門至中門辺群居

三條前内大臣殿以下公卿・殿上

人・近習之人々共余人被候

將軍家御輿辺程大納言資

勝卿被卷御輿簾被執出御

太刀、次程中納言雅庸卿被献御

沓、將軍家御下輿御気色

于御主人有御揖讓先御

主人可令昇之由、猶以 將軍家

有御気色、仍御主人先自御

車寄御昇、次 將軍家御入、

於常御殿御対顔、先輿御

座大文帖其上御茵雖被 儲

之、不令着御茵給 御座定後

大殿前関白殿 御出、御贈物武家

諸大夫指出之、次 大將殿御出

座、于時吉良少將被進物披露、

次大殿北政所御簾中姫君等へ

被進物、吉良少將披露有之、

次有御盃酌之事、二猷御陪

膳侍從義久・大澤侍從・武家

諸大夫等也、事畢北政所御

対面、次 將軍家還御、其御

路如始御主人自御車寄

御降立庭上 將軍家御気

色御主人御入之後御乘輿、

御太刀・御沓等所伎如始也、

34

明治廿一年

八月

35 明治廿六年五月

36

〔包紙〕  
〔寛永十一年〕

当家伝来師長公琵琶  
之由諸書

明治廿一年九月二日記之

〔花押〕

37

〔木箱裏書〕

保元元年十月十二日 師長

南無妙音天

貞治三年<sup>甲辰</sup>六月祐円上

38

〔木箱表書〕

〔初代〕

松屋清七遺愛

六代友次郎

珍藏

〔木箱表書〕  
〔鳳鳴〕

〔木箱裏書〕

〔此調子笛ハ松屋清七事三代目  
鶴澤友次郎師之愛蔵にして

明和三年の作 昭和拾八年まで  
百七拾八年に相当す

六代 友次郎<sup>㊦</sup>

しるす

〔国立歴史民俗博物館所蔵分〕

39

〔包紙〕

〔鳳凰丸御筥〕

書附二通

〔上書〕

〔極状〕

工ノ竹 仁治第二曆辛丑三月

鳳凰丸

信貴山僧頼尊造之于時行年<sup>四十</sup>  
八才 蒔繪鳳凰<sup>并</sup>有藤巴紋

右鳳凰丸<sup>者</sup>從古來<sup>並</sup>民 伝来

之重器也、然ル処永祿五年十月

有故<sup>而</sup>盛秋之門弟叡山之安祥院<sup>江</sup>

暫所讓置実正也、今度

紀伊家御蔵物之為、右鳳凰丸<sup>子</sup>

奉吹拵候処、御物ト相成、誠ニ本懐

至極ニ候、仍<sup>而</sup>極状如件、

于時文化十四年十月上旬

從五位上行隱岐守豊原朝臣文秋 (花押)

40

(包紙)  
「永禄五年十月廿一日

豊隠岐守盛秋日記之写」

一、当世治乱不定事、応仁已来凡八九十

年之間也、上之御用等も絶々ニテ、

諸家皆これか為ニこん窮す、誠に

歎ても余りある世の様也、薄禄之微身

いか、家名相統無覚束、叡山之

西塔安祥院ハ我門弟之福者なり、

多年懇切之上、此度為相統米

五百石を以鳳凰之筥作頼尊讓之者也、

子孫之者道ある世ニ生れ、た、人もの又

今の世の難を救て、氏の器物と

なさん事を所願なり、

于時永禄五年十月廿一日しるす

豊隠岐守

盛秋在判

41

(包紙)  
「鶯丸御筥御袋御裂鑑定書

」

一、御筥之袋 壺

蝦夷織錦上手之筋、

格別之御切御座候、

一、白菊御筥之マクラ 壺

焼切之写御座候

右之通

宗左

42

鶯丸御筥

凡ノ竹ニ

弘長三仲秋之天僧寛像造之、

右弘長三ヨリ文化十五年マテ

五百六十四年

43

祖父のもたりける鶯丸といへる

ふるき簫の笛を、此度

御前に奉る事の、いともかしこく

よろこはしきにつきて、おもひ

つ、けたる、いやしき言葉をこと

とり給へる金澤君御許に

申たてまつる

大神安守

うれしとや、声もたつらむ

時ありて、たかきにうつる

春のうくひす

44

(包紙)  
「目録書」

一、笙 銘 鶯丸うぐひすまる 壺

弘長三年仲秋の天 僧尺寛像造之

45

(包紙)  
「鶯丸」

「御笙」

証

鶯丸

一、御笙 壺管

右御管一段節、御筒之蓋裏

鶯丸と御銘金釘三編書付有之、

凡ノ竹三弘長三仲秋之天僧寛像

造之と彫り付有之

右之通三相違無之候者也、

神田喜一郎

定光(花押)

㊦

46

紀州徳川家所蔵作者并三包装概要

笙 銘 鶯丸うぐひすまる

作者 僧尺寛像造之(切銘凡凡の作)

年代 弘長三年仲秋の天(切銘)

法量 凡の竹長一尺二寸二分

形状 頭黒漆根櫃黒漆 金具銀枕赤地桔梗立湧

紋柄焼裂の写し、内に小道具入組

袋 紅地純子 桜に鳳凰 裏白絹 茶紐房

旧袋 蝦夷織錦茶地三階松 裏紅綾

筒 黒漆丸の両面切り形をなし菊の葉銀金具、

蓋裏鈔銘、筆者冷泉為村書

箱 黒漆唐戸面金泥金葵紋蒔絵紫紐付

添状四通

以上

(追記)

国立劇場所蔵分としてとりあげた楽器のうち、琵琶「青山」、調子笛「鳳鳴」に関しては、付属文書の内容に紀州徳川家との関係を示す記述がみられず、紀州徳川家伝来であったかどうか疑わしいが、とりあえず翻刻を掲載した。

(柏書房株式会社、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇一〇年五月二四日受付、二〇一一年二月二二日審査終了)